

第22 パッケージ型消火設備

1 パッケージ型消火設備を設置することができる場所

パッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件（平成16年消防庁告示第12号。以下「パッケージ型消火設備告示」という。）第3「パッケージ型消火設備を設置することができる防火対象物の要件」に規定する「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所以外の場所」について、次のいずれかに該当するものについては、「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所以外の場所」として取り扱ってさしつかえないこと。

(1) 次のア及びイに掲げる場所

ア 主たる用途が、自動車の修理場、駐車場、発電室、変電室、ボイラー室、乾燥室及び通信機械室その他これらに類するものではないこと。

イ 二方向避難が確保されている、主要な避難口を容易に見通すことができる等、避難経路が明確であること。

(2) 居室等の各部分から常時出入りの用に供する廊下、通路及び屋外への出入口を容易に見通し、識別でき及び避難することができるもので、かつ、居室等の各部分からの歩行距離が、避難階にあっては20m以下、避難階以外の階にあっては10m以下である場所

2 設置場所

パッケージ型消火設備は、容易に視認できる共用部で、かつ、最終避難が可能な避難口又は階段付近に設けること。

3 特例基準

(1) 前1に該当する場合はパッケージ型消火設備告示の規定にかかわらず、地階又は無窓階にパッケージ型消火設備を設置することができる。

(2) 個々の防火対象物の構造及び収容物等から、パッケージ型消火設備の消火能力で対応可能と判断でき、かつ、火災のとき著しく煙が充満するおそれのある場所以外と判断できる場所